

令和6年第3回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和6年9月3日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和6年9月4日

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

5. 欠席議員（0名）

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 岡 隆 司
住民生活部長	西 川 伸一郎
健康福祉部長	西 村 ゆ り
企画担当部長	榎 並 正 和
建設農林部長	堂 森 憲 治
技術担当部長	寺垣内 栄 作
教 育 部 長	立 花 太 郎

総務部次長	佛 圓 至 裕
住民生活部次長	福 嶋 春 樹
健康福祉部次長	井 原 志保里
建設農林部次長	宗 像 雅 充
教育部次長	須 賀 雅 彦
財務課長	多久見 良 数
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	北 川 忠 博
生活環境課長	花 岡 秀 城
高齢者支援課長	竹 本 園 美
子育て支援課長	熊 野 孝 則
健康推進課長	寺 澤 ひとみ
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会計課長	福垣内 哲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	桐 木 和 義
議会事務局書記	尾 濱 宏 教

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第2号）

開 会 宣 告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 4 号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
報告書について
- 日程第 3 報告第 5 号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて（大野都弥子）
- 日程第 5 議案第38号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（大竹美枝子）

- 日程第 6 議案第 39 号 熊野町名誉町民の選定の同意について
- 日程第 7 議案第 40 号 熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 41 号 こども医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 42 号 熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 43 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正について
- 日程第 11 議案第 44 号 筆の里工房周辺都市公園整備工事【第 1 期】請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 45 号 専決処分した令和 6 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認について
- 日程第 13 議案第 46 号 令和 6 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 47 号 令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 48 号 令和 6 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 49 号 令和 6 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 50 号 令和 6 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 認定第 1 号 令和 5 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 令和 5 年度熊野町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 20 議員の派遣について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第１、一般質問を行います。

続いて、９番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○９番（沖田） ９番、沖田でございます。

私からは、２点について質問をさせていただきます。

まず１点目に、「学校体育館のエアコン設置について」ですが、地球温暖化の影響により近年の気温の上昇は著しく、今年の夏の最高気温は栃木県佐野市で４１度が観測され、全国で観測された最高気温を更新しています。熱中症で亡くなられた方は、２０１７年の６３５人から２０２３年には１,５５５人となっており、自然災害で亡くなられた方の平均１５０人を大きく上回っています。学校体育館へのエアコン設置は、子供たちへの熱中症対策においても必要な取組と考えます。

また、体力向上のためにも必要な取組です。体育の授業は、ほかの教科ではできない身体運動を通しての経験ができる教科であり、長期的に子供の体力の低下傾向が続く中で、直接身体能力を養うことのできる唯一の教科でもあります。

また、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動です。

現在、学校体育科には、熱中症指数計が設置されておりますが、暑さ指数３３を超えた場合の体育の授業やクラブ活動についての現状と課題について伺いたします。

２点目に、「妊産婦へのタクシー料金助成について」ですが、熊野町には出産できる医療機関がないため、町内の妊婦さんは出産のために町外の医療機関へ入院しなければなりません。そのためタクシー料金が高額になり、負担になっているとお声を伺っています。

全国の自治体の中には、出産時の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減を図るため、タクシー料金の助成を行っているところもあるようです。そこで、熊野町のお考えをお伺いたします。

以上、２点について詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1 番目の御質問、「学校体育館のエアコン設置について」は教育委員会から答弁し、2 番目の御質問、「妊産婦へのタクシー料金助成について」は私からお答えします。

妊産婦へのタクシー料金助成についてですが、本町においては妊産婦へのタクシー料金の助成は行っておりませんが、県内で妊婦健診や出産時のタクシー料金の助成により妊産婦の経済的負担の軽減を図っている自治体があることは承知しております。これは、こどもまんなか実行計画 2024 の下、様々なこども政策を推進しております。その中の重要事項の一つとして、子供や若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し十分に支援すること、出産に関する支援等のさらなる強化、産前産後の支援充実と体制強化を挙げております。

本町におきましても、産後ケアの無料化や子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃や年齢の拡大など、妊産婦の経済的負担の軽減とくまの版ネウボラを展開し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊産婦に寄り添った伴走型支援を行っているところです。

詳細は、健康福祉部長から答弁をします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（西村） 沖田議員の 2 番目の御質問、「妊産婦へのタクシー料金助成について」、詳細にお答えします。

本町では、令和 2 年 4 月、安心して子供を産み、楽しみながら子育てができるよう、くまの・こども夢プラザの機能を強化させ、くまの版ネウボラをスタートさせています。その支援の一つ、妊娠 6 か月から 7 か月の妊婦を対象に実施するマタニティー面談時において、出産後迎える準備として医療機関への移動手段を確認しています。移動手段の多くは自家用車ですが、陣痛はいつ起こるか分からず、同行予定の家族の不在時や深夜など公共交通機関の運行時間外での移動などあらゆる場合を想定し、複数の移動手段を確保し、安心して出産を迎える環境を整えていただくよう提案しています。

本町では、タクシー利用料金に対する直接の助成は実施していませんが、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産準備金・子育て応援金支給事業を実施してい

ます。この事業は、医療機関への交通費、育児関連用品の購入費、育児支援サービス利用などの負担軽減を図る目的で実施していることもあり、町独自のタクシー利用料金の助成は考えていないところです。

また、令和6年度より産後ケア事業について支援を必要とする全ての人の利用者負担額を無料とし、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援をしています。

少子化の背景には、妊娠、出産、子育てや教育にかかる経済的な負担や家事・育児の負担、子育ての孤立感など、その他様々な要因が複雑に絡み合っていると言われていています。こういった負担感に寄り添い、誰もが安心して出産し子育てができるよう支援していく必要があります。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を確保し、子育ての負担感の緩和と経済的な負担の軽減に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 沖田議員の1番目の御質問、「学校体育館のエアコン設置について」、詳細にお答えいたします。

各小中学校の体育館の授業においては、熱中症対策のため時間割を変更したり、実施場所を体育館に変更したりするなど、工夫しながら取り組んでいるところです。体育館では、窓を全開にして大型扇風機などを用いて風通しをよくするなど、熱中症対策に取り組んでいます。

現在のところ、学校体育館においてはエアコンを設置しているところはありません。今後につきましては、さらに気温上昇が見込まれる中、体育館のエアコン設置について国や県の動向を注視しながら、児童生徒の望ましい学習環境の整備について研究していきたいと考えております。

また、熱中症指数計が暑さ指数3.3を超えた場合の体育の授業やクラブ活動についての現状と課題はについてですが、各学校には体育館やグラウンド、玄関窓に熱中症指数計を設置しております。暑さ指数WBGT3.3を超えると、休憩時間においても外に出て活動しないよう対策を講じているところです。

日本スポーツ協会が定める熱中症予防運動指針では、暑さ指数3.1を超えると運動は

原則中止とし、特別な場合以外は運動を中止する、特に子供の場合には中止すべきと定義されており、これに基づき学校現場では早めの対策ができるよう対応しているところ
です。

今年の夏は、夏休みに入ってから熱中症警戒アラートが連日のように発表され、特に
中学校の部活動では対応に迫られる場面が多くありました。具体的には、暑さ指数が3
1を超える段階で、そのとき実施している部活動の把握、今後の対策等を校長、教頭、
部活動顧問等で協議をし、今後の対策について検討することとしています。その時の気
温や湿度、風の状況を鑑み、十分な水分補給や休息をしながら活動を継続する場合や、
早めに活動を切り上げる場合などの対策を講じている状況で、暑さ指数33を超えた段
階では部活動を全て中止することとしております。

説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇9番（沖田） ありがとうございました。

暑さ指数が31を超えた段階でのクラブ活動については、校長、教頭、クラブ顧問で
協議をされて今後の対策を検討するとのことですが、日本スポーツ協会が特に子供の場合
には中止すべきと定義されている中で、運動を継続する具体的な判断基準はあるので
しょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（時光） 須賀教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇教育部次長（須賀） 日本スポーツ協会が定める基準でございますが、特に子供の場合
にはということで中止すべきと定義されておる、このところしか把握しておりません。
すみません。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇9番（沖田） 先ほどの答弁の中に、スポーツ協会が中止をすべきであると定義されて

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 現在のところ、熊野第一小学校において、グラウンドで授業を実施する予定だったときに、2回あったと報告を受けております。他の小学校におきましては、グラウンドで授業を実施する、または予定だったんですけれども、体育館に変更し授業を継続したと報告を受けております。

小学校の場合は、4月の体育の授業は水泳の授業が主体となっております。また、あらかじめ体育館において授業をするように対策をしたということで、回数的には少ないのかなと考えております。あと小学校においては休憩時間、大休憩や昼休憩があるんですが、こちらの多いところで7日程度、外出を控えた日があったと報告を受けております。

今年は6月までは指数31を超えるケースがなくて、7月に入ってから多くあったということで対応したと報告を受けております。また、中学校は体育の授業においては、6月・7月は体育館で実施するということで、グラウンドを利用しての体育の授業は実施していないというのが現状です。

それとあとクラブ活動ですけれども、クラブ活動は両中学校とも中止したことはございませんが、熊野東中学校では暑さ指数31を超えた段階で、部活動を早めに切り上げた日が3日程度あったと報告を受けております。熊野中学校につきましては、基本的には部活動は午前中8時から11時までの実施ということで、指数31を完全に超える予定である午後からは、もう最初からクラブ活動は実施しないという方針であると聞いております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） グラウンドでする場合を体育館に移動してされているということなんですけれども、逆にグラウンドは風が吹きますが、体育館の中は熱が籠もるので、かえって子供たちにとってはきついのではないかなと感じますが、その点はいかがでしょう。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部次長（須賀） 体育館に移動してのクラブ活動、体育の授業になると思いますが、ウオータークーラーの設置であるとか、あと水筒の持参、水分補給、窓の開放、大型扇風機・ファンの使用、あと冷風機等の使用で、屋外ではミストを使いながら対策をしているところです。

小学校においては、グラウンドでの体育の授業は当然なんですが、体育館で体育の授業がある場合でも、家からネッククーラーやお茶やスポーツドリンクなどを多めに持参ということで、保護者のほうに水筒を二つ用意をお願いしておりまして、水分補給をしながら、また休憩を多く挟んで授業を行っているという報告を受けております。

各小中学校の体育館においては、先ほども部長が答弁しましたが、窓を全開にして大型扇風機、大型換気扇を用いて風通しをよくし、水分補給、休憩を多くとりながら授業を実施しているという状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○9番（沖田） いろいろ工夫はされていると思うんですけども、子供たちが思い切り体を動かせる環境ではないのではないかと思います。クラブ活動も午前中で帰宅するというので、午前中も結構暑いんですけども、過去に比べて子供たちが運動する機会がかなり減っているように感じます。子供の体力の低下というのは全国的にも言われておりますし、熊野町においても同じ状況ではないかと思いますけれども、子供たちの体力の低下についてどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~  
○教育長（平岡） 子供の体力低下につきましては、本町においても大きな課題であると感じているところです。毎年行っております体力・運動能力調査におきましても、あまりよい結果じゃないんです。そこら辺りで町の教育委員会としましても、実は町内の小中学校の体育科担当教員を集めての体力向上推進協議会というものを立ち上げて、子供



○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 学校の体育館のエアコン設置につきましては、学校施設環境改善交付金という制度がございます。これは壁とか屋根とかの断熱性を確保した上でエアコン設備をつけるということで、国のほうから現在は2分の1の補助率で交付されている制度がございます。そういったところの制度を研究させていただいて、現在検討はしているところでございます。ただ断熱性を確保するということで工事費等が上がりますので、そういったところを協議しながら進めていっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） 今、御答弁がございました文科省の学校施設環境改善交付金は現在の交付金なんですが、平成29年から何年もたっておりますが、その間に検討されたことはないということでよろしいですか。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 現在の制度としては、この制度しかないと把握しておりますので、その当時と変わってないというような状況でございます。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） これまでは検討されてなかったのかということをお聞きしたかったのですが、学校施設に関しては、まずは教室に設置をするということが大前提となっておりましたので、そちらを優先してされたのかなとは理解いたします。

東広島市では、従来の空調機器から30%以上のCO<sub>2</sub>の削減効果が得られる、エアコンなどを対象に設置費用の2分の1を補助する、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推

進交付金を活用し、あわせて学校施設内に太陽光発電も整備し、自家発電で空調の電力を賄い、学習環境の改善とともに温室効果ガスの削減にもつなげる取組をされています。今後、空調整備を行う際には重要な取組と考えますが、熊野町としてはいかがお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 今、議員がおっしゃいました東広島市の制度、こちらのほうも研究しながら、あともし学校体育館のほうにエアコンを設置するということになった場合には、地球環境に優しいCO<sub>2</sub>を削減できるようなエアコン設置を選択するなど、地球温暖化の対策も視野に検討してまいりたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） よろしくをお願いします。

そこで提案なのですが、地球温暖化防止活動環境大臣表彰やエコプロダクツ大賞、国土交通大臣賞などを受賞されている輻射式冷暖房装置エコウインの整備を検討していただけないでしょうか。

この輻射式空調システムとは、アルミニウム製の輻射パネルに冷水や温水を流し、サーモエレメントから放射される遠赤外線によって室内を暖めたり冷やしたりします。周辺の床、壁、天井など物質の熱を吸熱させることで、物質が冷えて部屋中を温度むらなく無風で森林浴に似た自然で快適にするシステムです。

簡単な例では、真夏にトンネルの中に入った際にひんやりとを感じるように、体の熱が温度の低い壁に放出され涼しく感じます。空気を媒体とせず熱が伝わる現象で、温度が高いほうから低いほうへ熱移動が起こることです。視察先の体育館で実際に体験いたしましたが、風が出ないことで体に直接当たることがなく、場所によって温度が違ってもない自然で快適な空調でした。設置費用は、従来の対流式冷暖房に比べ約2分の1となっており、1時間当たりのランニングコストも対流式で約8,000円かかる電気代が、輻射式では約450円となっています。ぜひとも御検討いただきたいのですがいか

がでしょうか。

○議長（時光） 立花部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 議員御指摘の体育館の冷暖房設備については、建物の構造でありますとか面積、設置場所、いろいろな条件もあるかとは思いますが、方法としては大きく分けて四つぐらいあるかと思っています。代表的なものについては、今、主流の設備用のパッケージエアコンでありますとか、大型のスポットクーラー、それから今議員が言われたとおり輻射式の冷暖房ですか。言われるとおり、非常に地球に優しいものでありますし、また体育館にとっては無風であったり無音であったりすることが非常に重要なことだと考えております。

それから、動く部分が少ない、エアコンですと回転部分とかいろいろあるんですけれども、冷たい水を循環したりするというようなことで非常に耐用年数についても長期間生かせるというようなものだと思っています。いずれにいたしましても、大きく分けて四つのものを熊野町の体育館、最適なものを選択しながら、今後研究していきたいと思っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。

一般的な体育館の空調は、風が競技に影響しないように、天井面にダクトを配置する全体空調方式が主流ですが、アリーナのための空調をすることができないため、常に全体空調を行うしかなく、ランニングコストも高くなっていました。これは無風のため競技エリアに近接して設置することが可能であり、かつ輻射による効果もあり、輻射パネルの高さの水平冷房が可能な空調システムとなっております。人のいるエリアのための空調が可能となることによって大幅なランニングコストの削減を実現しており、CO₂の排出量も従来の空調と比べて12分の1となっております。

地球温暖化防止活動としても高く評価されており、風が出ないことにより卓球などの協議への影響もありません。また、ほこりやウイルスを巻き上げることもないため、感染症対策にもなります。避難所としての機能も向上するため、ぜひとも検討していただ

れていました。第一小学校の体育館に行かれている人はほとんどいなくて、なぜですかとお聞きしましたら、エアコンがないからということをお聞き、口をそろえて言われておりましたので、中央防災交流センターは物すごい人だったんですけれども、避難所としての機能も向上するためにぜひとも検討していただきたいと思います。

先月行われた町民夏祭りでは、エアコンの効いた町民体育館で走り回っていた子供たちの姿が印象的でした。子供たちが思い切り体を動かせるためにも、体力向上のためにも、ぜひとも検討していただきたいと思います。

2050年の夏には47度となると専門家は予想しています。環境省の交付金は、現在補助率3分の2となっており、令和12年度までとなっていますので、計画的に前向きに検討していただきますよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、妊産婦へのタクシー料金助成についてですが、今現在、町としては考えていないということだったんですけれども、出産されている医療機関はどこの市町に何人ぐらいいらっしゃるのか、具体的にお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 寺澤健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（寺澤） 令和5年度の妊娠届出時の出産予定医療機関は、海田町が39%、広島市が15.6%、呉市が8.6%、府中町が7.8%、東広島市が4.7%となっています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 海田町と広島市が多いようですが、タクシーを利用した場合には四、五千円から6,000円かかるのではないかと思います。

陣痛が始まったときに、家族や親戚に頼れる方がいらっしゃる場合はよいのですが、誰も頼れる人がいない場合など、陣痛の痛みを耐えながら無事に出産できるかどうか不安な気持ちでいる妊婦さんにとって、確実に医療機関まで連れていってもらえることが、精神的にも、身体的にも、経済的にも安心できるのではないのでしょうか。

先ほど出産・子育て応援交付金の妊娠届出時に支給される5万円を陣痛時のタクシー代に使っていただきたいとの御答弁がございましたが、内閣府の調査によると、妊娠中の出産準備費用は平均約6万5,662円とされています。陣痛が始まる頃まで交付金が残っていると考えるににくいと思いますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（西村） 出産準備金の5万円、人それぞれの使い方があろうかと思いますが、マタニティー面談のときとか、保健師のほうがどういうふうに医療機関に行くかとか、そういうことを具体的に話しながら、タクシー等を想定される場合も考えて、そういう費用もこの中からできればというようなこともお話しさせていただいていますが、言われるとおり、確かに七、八か月ありますので、なかなかというところはあるかと思いますが、熊野町の場合は幸いに自家用車の方が多いということですので、そこら辺もじっくり保健師さんと話をしながら、複数の移動手段を考えていただくように、提案、御相談をさせていただいているところです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） マタニティー面談時に非常に丁寧に対応していただいて、助言もしてくださっているということで感謝申し上げます。これは町内に出産できる医療機関がある町と熊野町とでは違うと思いますので、その辺を考えて丁寧に対応していただいているのかと考えますので、大変ありがたいことだと思います。

また、町内にはございませんが、陣痛タクシーを配車していただけるタクシー会社もあるようです。呉市や広島市などですが、研修を受けたドライバーが乗務し、妊婦さんが事前登録を済ませておいた産院に送り届けてくれ、万が一破水したときのためのビニールシートやバスタオルなどの装備があるそうです。緊急時は後払いでも対応が可能であるとのこと。しかしながら、熊野町までの移動に時間がかかることから、登録するまでに至らないことが懸念されます。

しかし、家族の方が町内に勤務されている場合は、すぐに駆けつけてくださると思い

ますが、ほとんどの方が町外に勤務されているのではないかと思います。日中であれば熊野町はタクシーが何とか手配できるのかなとは思いますが、夜間になるとタクシーの配車ができないということで、いつ訪れるか分からない陣痛時の移動手段に不安を感じている妊婦さんはいらっしゃると思います。皆さん、身近に家族の方や親戚の方がいて、頼れる方がいらっしゃる方ばかりではないと考えます。

町内には新築住宅が次々に建築されており、他市町からの転入も増加することが期待されています。妊婦さんが陣痛時の移動手段に困らないような施策が必要と考えますがいかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（西村） 議員おっしゃいますとおり、タクシー事情もございます。そこから辺いろんな状況も含めまして、熊野町を営業エリアとして陣痛タクシーというのは、今、難しいとお聞きしておりますので、そういうタクシー事情も含めまして様々なこと、周りの状況もしっかり研究させていただきたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） よろしく願いいたします。

妊産婦陣痛時のタクシー料金助成についての町のお考えをお聞きいたしましたが、出産できる医療機関がない熊野町だからこそ、安心して子育てができる町だと感じてもらえるよう手厚い支援を要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、10番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 10番、片川でございます。本日は幅広い質問題材でございますが、

地方自治の根幹でございます住民福祉の向上・増進、これの当町における考え方を再度確認させていただきたいと思います。

それから、この時期直近の課題といたしまして、住民生活に直結する猛暑が続く近年熱中症対策を、それから教育施設のエアコン整備の答弁を詳細に求め、これらに付随した関連質問を、一番気になることを二、三伺いたいと思っております。いずれも詳細な答弁を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 片川議員の御質問、「住民福祉の向上」についての1点目、当町の住民福祉の向上・増進の考え方と、2点目の猛暑が続く近年熱中症対策については私からお答えし、3点目の教育施設のエアコン整備については教育委員会から答弁いたします。

まず1点目の当町の住民福祉の向上・増進の考え方についてでございますが、地方自治法において、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的にかつ総合的に実施する役割を担うとされております。

本町におきましても、法令にのっとりた上で各種施策、各種事業を展開し、住民福祉の向上に向けて日々取り組み、住民の満足度が高まることを目指しております。

なお、住民福祉の向上を図るためには、住民の皆さんの声を聞くことが大変重要でありますので、議員の皆様からの御意見をはじめ関係各方面、様々な御意見を伺いながら、よりよいまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。いずれにいたしましても、住民一人一人が熊野町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるよう引き続き努めてまいります。

次に、2点目の猛暑が続く近年熱中症対策についてですが、地球温暖化の影響で熱中症による死亡者及び重傷者数は全国的に増加傾向が続いております。

そうした中、本町においては、町広報、ホームページ、町内放送等を活用して警戒を呼びかけ、涼しい環境で過ごす、小まめな水分・塩分補給等の自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくよう呼びかけを行っております。そのほか省エネの取組ではございますが、本町もひろしまクールシェアを実施しており、各ふれあい館、くまの・こども夢プラザなど、町内の公共施設のほか民間の商業施設等も対象となっており、冷

房が効いた施設で暑さをしのいでいただいております。

また、気候変動適応法に基づく暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを町民会館、東・西防災交流センターの町内3か所を指定し、暑さ指数がさらに高まり、深刻な健康被害が発生し得る場合に出される熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発出された場合には、町民に施設を開放することとしております。

今後も自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただけるよう、熱中症を防ぐための正しい知識や予防法などの周知をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 片川議員の御質問、「住民福祉の向上」についての3点目、教育施設のエアコン整備はについて、詳細にお答えいたします。

まず、学校教育施設では、職員室や普通教室は全て空調機器を整備しておりますが、特別教室においては使用頻度の状況や、例えば第一図書室、第二図書室のように二室ある特別教室については、どちらか一方に設置をしている状況であることから、全ての特別教室に設置してはおりません。また、体育館においても、全ての学校において設置をしていない状況でございます。

次に、社会教育施設では、町民会館、各防災交流センター、図書館には、ロビーを含めて全ての会議室等に空調機器が設置してあり、社会体育施設の町民体育館においても、アリーナ、会議室に空調機器を設置しております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 詳細な答弁いただきました。大変お世話をかけておりますところでございます。ただいま同僚議員の大変スマートな質問の後で、非常に私もやりにくく感じておりますところでございますが、やぼったい質問になるかと思いますが御協力をお願いいたします。

順番が前後いたしますのですが、まず空調発議をさせていただいた経緯と、先ほど来、同

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 要するに必要ありきで二部屋あって、一部屋しか整備していない。これ要らない教室ではないんですよ。例えば要らないものであれば、ほかの利用方法を有効に利用することを考えられることも必要だと思いますが。

それと同時に、今整備されていない特別教室に対しての今後の整備予定をお伺いしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 特別教室についてなんですけれども、まず児童生徒が長い時間を過ごす部屋を優先して、もちろん学校の授業のカリキュラムでありますとか、そういった学校からの要望も状況に合わせて、今後、まだ整備されていない特別教室については空調を整備したいと思います。

決して今の第一、第二というような特別教室もありますけれども、それは子供たちがどちらに滞在する時間数が多いか、またカリキュラムに応じて第一のほうへ整備するというようなことなので、決して第二の特別教室が必要ないということではございません。今後、できるだけ早く全ての特別教室、必要に応じて設置したいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） そういうことであれば全教室、必要に応じて整備いただけるという理解をさせていただいてよろしいということですね。必要とあらばということですね。今のところ不自由がないということですね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 特別教室について、不自由がないということではなくて、あくまで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 先ほど来申し上げたように、文教委員会で視察をして帰って要望を提案させていただいておるわけです。その答えが今の答えですよ。議会軽視なのか、委員会軽視なのか、私が相手にされてないのか。教育長が代わり、担当部長、次長も代わられる中で、なぜ住民代表の意見を無視して検討されてないのか、こういうこともあるんです。ここらも重大な問題なんですよ。これ住民福祉の向上・増進についてどう考えておるのかということと言わせていただかなきゃいけないのかなと。今、体制も変わった中で、教育部もしっかり検討してくださることだろうから、ここをしっかりとお願いしておきますね。

それで先ほど来、同僚議員の質問答弁の中にもあったことです、体育の授業。えてして無理がかかるんだろうと思うんです。子供たちの安心安全を考えたときに、体育の授業を体育館でせざるを得ないということがあると思うんです。ここに例えば体育館内にミスト設備の設置とか、それと併せて工場扇、大型扇風機でミストを体育館内に噴霧するような形、子供たちに負荷がかからないような対策はしておられますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 現在のところ体育館の体育室においてミストを噴霧するというようなことについては、床面が湿気て滑りやすくなったりとかいうこともあったりするもので、検討はしていないというような状況です。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） やり方一つで体育館のフロアがぬれて危ないということもあるでしょうね。これはやり方ですよ。ぜひ実証して、まずやってみて、子供たちの環境を整えてやってほしいんです。コロナが続き、子供たちは大変だったと思うんです。今度は熱中症です。子供たちは教育を受ける権利があるんです。教育部は教育を与える義務がある

皆さん、仕事をして疲れて帰ってこられた中で、健康増進のために夕方から運動をされる方もたくさんおられるんです。いかがですか、すぐやっていただけますか。いかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 状況については承知しておるところでございます。そこら辺をいま一度調査させていただいて、また先ほど来申し上げております、体育館というのは全面を使われることというのはなかなかないことでございます。半面、または6分の1、片や冷房を効かせてください、片や冷房はいいですよというようなこともございますので、料金体系等々のことも考えながら調査・検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） おっしゃる意味はよく分かります。しっかり考慮いただいて、少しでも早い時期にやっていただけますね。よろしゅうございますか。教育長、どうですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 平岡教育長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育長（平岡） 昨今の異常気象につきましては十分承知している状況でございます。

御指摘のあったことにつきましては、今、部長が答弁しましたが、様々な状況を総合的に判断しながら早急に対応できるように検討していきたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 早急に対応いただけるということですね。ぜひともお願いしておきます。

また時間が迫ってまいりますので、教育関係につきましてはこれで終わらせていただ

きます。

続いて、当町の住民福祉の向上・増進、この考え方を確認させていただきました。私ごときが尋ねるまでもなく、日本全国各自治体、表現は違えど答弁は変わることがないと認識いたしておるところでございます。熱中症対策においても、ほぼ変わりがないことと認識しておるところでございます、それに関連して何を伺おうかなというところを考えさせていただいたところでございますが、やはりこの時期、町内一斉清掃、納得のいただけない答弁が去年の9月より続いておるところでございます、タイムリーにこの日曜日にあったはずが台風で延期になりました。少し腹を立てずにお伺いしたいと思うので、聞いていただきたいと思います。

この町内一斉清掃、住民福祉の向上・増進、先ほど来答弁がございました。熱中症対策の答弁、これ適合しておるのか。時期が問題なんです。そして川掃除、両方合わせて甚だ疑問でございます。いかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） これまでも何度か議員から御指摘いただきまして、公衆衛生推進協議会の会議のほうにも諮らせていただいたけれども、時期の移動についてはなかなか同意がいけんで第1日曜日ということで、これまでどおりということになってしまったというのが正直現状です。この活動というのは、どちらかというとボランティアになりますので、町が決めてこっちでやるみたいなことは正直できませんから、そこは話をしながら、前回の答弁でも地道に話をしていくという話をさせてもらっておりますけれども、引き続きそこは継続しながら、御理解をいただきながら、いろいろされる方も事情があるんですけれども、まず時期についてはそういう形で引き継ぎさせていただいて、熱中症の時期にならないような形で、ボランティア活動ということでできたらなと考えております。

それから、まず川掃除は昔、もともとは道路とかを清掃するところが川掃除ということになってきたんだらうと、今は一斉清掃ということでさせていただいておりますけれども、これも管理という部分では確かに道路も川も町とか県とかいうところが管理するということはもちろんそうなんですけれども、ずっと今回考えますと、家の前の道路はきれいにするとか、自分の川をきれいにしていこうというところの自分の皆様のそうい

う思いとか、そういうものからやってきているところがあるというのは御理解いただいているのではないかと思いますけれども、その部分もボランティア活動としてやっている部分については、町がやめなさいということも、そういう思いを否定するようなことはなかなか難しいかなと思っていますので、そこはそういう気持ちは大事にしたいと思っていますし、引き続き管理は確かに町ということで認識してますが、そこは大事にしていきたいと考えておりまして、その辺はいろいろ公衆衛生推進協議会とも話をしながらさせていただけたらと考えております。時期はまた今後継続してお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 苦しい答弁をなさいますね。ボランティアであると。大変ありがたいですね。コミュニティづくり、これは大変役立っておると思うんです。これ一斉清掃でいいんですよ。川掃除は別物ですよ。大体ボランティアでやっただから町が止めれない。それもおかしいことだと思うんです。

そもそも公衆衛生推進協議会、この組織ですよ。これは町から見たときの位置づけです。これはどうなのかと。この公衆衛生協議会、何のためにできたんですか。北里柴三郎さんですか、ウイルス研究でウイルスの蔓延を防ぐために研究なされて、その活動を基に日本国において、それから県、各自治体、そういうような運動の継続の中から促された団体ではないのかなと。これはもと国ですよ。県ですね。各自治体ですよ。うまく活動していただいた。時代の流れで適時適正に運営なされてきた。これですよ。

今これだけ異常な気象の中で、その一言にすがって逃げの一手で行政がそれを見過ごして、一体全体この公衆衛生推進協議会というもの、そういう経緯を考えたときにこの当町にあってどういう組織なのか。これ甚だ、この発祥起源をお伺いしたいところでございまして、大半が自治会長の行政協力、このメンバーに議員が数名ここにも、二元代表制においても疑問なんです。これも議会内でまず議論すべきことですから、この件に関しては置いておいて、この組織の存在意義、そしてこの位置づけ、この組織の歴史の起源を町としてどう捉えておられるか、それをまずお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（西川） 過去の答弁でも申し上げさせていただきましたが、まず広報では、昭和47年10月号の町広報で、厚生課だよりの中で公衆衛生推進協議会の記事として川をきれいにする運動ということで、昭和47年10月号に載っているのです、まずそのときにはあったと認識しております。

あと公衆衛生推進手帳というのがありますので、それによりますと、今は広島県環境保健協会というところが県の組織になるんですけれども、前身といいますか、それが昭和32年に広島県の地区衛生組織連合会ということで県衛連というものが設立されております。ということは、各地域のそういう地域組織というのは、それ以前からあったのかなと。昭和32年に県の県衛連というものができてきているのかなということで、その活動としては、これは実践活動の・・・ということなんですけれども、例えば昭和34年に一斉ネズミ駆除運動とか、昭和37年に寄生虫予防運動とか、昭和38年に県内一斉ゴキブリ駆除運動とか、そういう衛生面の活動を地域ごとにやっていくことを全県的にやるという中で、そういうことをやる必要が生じて地域ごとでその頃から組織としてはあるのかなと。ただ、いつ熊野町からできたのかと言われると、そこは正直分かりませんが、そういう時代背景の中でできてきたのかなと考えております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） ですから、毎回同じような答弁で、要するに町としてよく分からない組織になってますね。なら、まず公衛協の活動の仕方を町として指導すべきですよ。先ほど来申し上げたとおり、国、県、各自治体、公衛協をつくるように促してきた経緯があるように私が調べた中ではございます。この辺をよく考えてください。

6月にも、今の答弁の中にもありましたがお伺いしたところでございますが、河川管理は行政ですね。浚渫予算も大変努力いただいております。河川管理にコミュニティづくりにも有効とのこじつけから、公衛協を通して町民を行政の下請にしておるのではないかと、逃げないこともないんです。だとしたら、大変傲慢極まりない乱暴なんです。町民不在の独裁執行自治体である、こんな強い言葉も出てこないこともない。

いかがお考えですか。

〇議長（時光） 岩田副町長。

〇副町長（岩田） まず前回の議会で、私、川掃除について答弁しましたので、その関係で続けて述べさせていただきたいと思います。

まず全体として、議員おっしゃるように河川、それから道路の横の水路というんですか、側溝、こういった公共物の管理を自治体が請け負うべきというのはごもっともでございます。それをどういうやり方をするかというときに、熊野町の場合は、60年ぐらい前からになりますけれども、地元の皆さんが出ていただいて、身近な川を掃除するというようなことから始まって、それが今に続いていると。私としては、それが非常にいい文化だと思いますと言ったんですが、そういう現状でございまして、今言うように、公衛協にまず責任があるから、町にないというようなものでありませんので、これをまず前提にさせていただきたいと思います。

それで、川掃除と言っているのか、一斉清掃と言っているのかよく分からないんですけども、熱中症とかいろんな関係で時期を変えるようにという御提案をいただいて、今まで公衛協のほうで決めてきたと言ってきたんですが、これは今の話から、ずっとこれだけ続けてきたのは、地域の声とか、どこをやったらいいとか、いつやったらいいかというのは、役場よりもきっと地域の方のほうがよく御存じだと、公衛協のほうがよく把握をしているということで、公衛協の意見を非常に尊重してきたということでございます。

それで、これを今議員おっしゃるのは、もちろん町が判断して時期を変えるとか、もしくは町が直接やるということをお提案いただいているんだろうと思うんです。それで今のような経緯を考えますと、これを町のほうで、もう公衛協はいいです、私たちが決めますというやり方が、これはきっといずれ参加がなくなって、こういった文化がなくなるんじゃないかというようなおそれが非常にあります。公衛協もそれなら役場がやれやと言われるでしょうから、非常にそういうことが危惧されるという問題が一つあります。こういう文化がなくなっていいかなというのが疑問なんです。

もう一つは、町が直接やるということなんですけども、これは想定してませんけども相当なお金がかかると思います。一時期にかけてやる必要があるでしょうから、町内に



○副町長（岩田） 私、前回も申し上げたんですが、全てじゃないかもしれませんが、公衛協の方とか自治会の役員の方が、ここをなさいという命令を受けて皆さんやっているところは少ないんじゃないかと思うんです。皆さん、地元でも昔から、私もそうですが、この辺をやると決めていらっしゃるんです。だから公衛協の方が決してここをやりとか指示しているわけではきっとないとは思っています。ですから、そういった住民の方が、もうここはやめてこっちにしようとか、時期はこうしようとかいう雰囲気をつくるように、公衛協の人と話していくようなことができないかということで今言っているわけでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） そうなんですよ。世代のギャップというか、年代年代で考え方は少しずつ変わってきているんです。副町長並びに私どもにしても8年のギャップがあるんです。

そして今、新しい世帯が増えてきている中で、そしてそうでなくても長く熊野におられる方の中からも、強制的ではないような捉え方をしておられる方も少ないんです。今までこうやってきたんだと、うちの自治会はこういう形でやってきたんだよという中で、やむを得んかと。でもこれはもう私らも年を取ったと、この暑い中、無理があるよのと。出席できない人もちよくちよく出てくるんです。この出席を今までしてきたものをしなくなる、この位置づくりに亀裂が入りますよ。わしは無理して出とるのに、あの家は出てきんさらん、こんなことも起こり得るんです。この辺も考慮いただきたいと思うんです。

そして、昨年9月の私からの質問答弁の中で、最終的に町長の答弁がございましたね。川に入らず道路清掃に決定する。中には川に入り草刈り機を持ち込み、重機を持ち込む地区もある。あくまでも一斉清掃である。これは町町の答弁です。川掃除ではない。川には入らないように徹底する。私の地域には川はないが、川がある地域での無理な作業はさせない。これを徹底する。河川管理は自治体の仕事、時期も町民も負担の少ない時期に検討をし決定していく。ここまでしっかり認識しておられたんです。もうさすがですよ、長年にわたり我が町を牽引するリーダーとして、住民福祉の向上・増進に向け

て邁進してくださっておると思ったところではございましたが、大変うれしく安心したところでございました。

ですが、町民の安心安全の意味から、今年6月、一斉清掃の時期、約束どおり変更されたか確認させていただいたところ、結論、今年も変更せず従来どおり実施する、内容を変えない、こういう答弁でございました。お伺いする都度変わる。すり替え、ごまかし答弁に町内一斉清掃と河川管理の問題のすり替え、誰も先ほど来から申し上げているとおり、一斉清掃自体を否定はしてございません。一斉清掃に関しましては時期だけでございます。

地域の判断との逃げ口上、何年の歴史があろうが町民を危険な目に遭わす行動は行政が、そして首長が阻止し、リーダーシップを発揮し、各自治会の要望に改めて沿うべき安全安心な導き・方向づけをすべきであり、その上でコミュニティの構築をすべきと考えます。あげく熊野町は農業地域、農業従事者がどうしても川に入る、河川清掃に入られるのは農業従事者だけですか、これ違うと思うんです。例えば、そうであったとしても一斉清掃の日にするのは、川掃除は避けるべきで、別物であると思います。これは小さい小川もあれば、大川もございます。それぞれ条件がございますけど、これは別物でございまして、農業地域とおっしゃるなら、しっかり農業振興予算を増やすなり河川管理費を増やすなり、そこで事業執行をなすべきことだと思います。止めようがないとはどういった逃げ口上なのか。

この熱中症警戒アラートが続く中、何か起きてからでは遅いんですよ。万が一、町民に大変な事態が起きたとき、責任はどなたがとられるんですか。どうとられるんですか。町がとるんですか。公衛協がとるんですか。保険加入しておいてよかった、これで済む事案ばかりが永久に必ず続くとお思いでしょうか。町長なんてそんなに偉くないですから、開いた口がふさがらない。町民を、自治体を牽引していくリーダーとして、仮にも立候補され町民の負託を受ける者としていかがなものか。長年、町民から負託を受け、次期も立候補する方の答弁とは思えない。改善を求めたいと思います。

公衛協の熊野での成り立ちとこの異常気象と鑑み、物事を多々焼き付けていただき、一斉清掃の中に河川管理、農業振興、コミュニティづくりをひとくくりすることなく、公衛協に責任転嫁せず、行政が担う責任を負い行政執行いただきたい。今後、御協議は何年も聞いたところで、もう聞きたくないです。いかがですか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 今、確定的なお答えはできませんけども、今言いますように、こういった行事というのはコミュニティがだんだん少なくなっていくというのは非常に心配です。ただ、そのコミュニティに行政が介入するのも気をつける必要があると、みんなの地域のコミュニティなんです。

ですから町長が言いましたけど、私は町長に背いて川に入って草刈り機を使って川掃除に参加してます。やっぱり地域で決めてるところはあるんですというか、自主性でやってるんです。そういうところがあるので、今言いましたように、公衛協とか役場とかではなくて、地域がどう考えているかというのが大事なので、そういう点で言えば、もっとその地域の声を話題にして、いつやるかというのではなくて、一斉清掃について地域の声がどうなんだというような話になるようにしたいということと、それともう一つは、危険なところは物理的に避けるように、例えば危険な箇所は町がもうやってしまうとか、そういうような作戦も考えられるんじゃないかと思います。前進はしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ありがとうございます。ただ、よく分かるんですが、世代のギャップというものを考えいただきまして、今後もせっかく住民も微量ではございますが増えてきておるんです。熊野に来られる方が、本当に町長が目指すように住みたい町であると。今後また子供たちが巣立っても戻ってきたい町である、この辺をしっかりと考えていただきまして、住民福祉の向上・増進に邁進していただきたいと思うんです。ひとつよろしく願いいたします。

最後にどうですか、町長。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 住民福祉の向上、それを基本に物事を進めていきたいと考えております。

去年も回答で申し上げたんですが、例えばうちの周りです。あまりローカル意識を出

してはいけないんですが、中溝四丁目付近。大分家が建ちました。新しい人も増えて、去年初めてその人たちを交えて川掃除をやったんですが、ただその人たちも3家族か4家族参加したんですが、家族で参加してもらいました。これは非常にありがたいことだなと思いました。それまでは名前も顔も知らなかったんですが、顔はちょっと忘れたんですが、そういった機会に共同の作業を通じていろんなことに取り組むというのは、コミュニティの増進には非常に重要なことではないかという思いは持ちました。

コミュニティの増進といっても、ただ飲んだり食べたりするだけでは、それが必要なんです、そればかりではなくて、そういった共同の作業を通じてお互いに汗をかくという要素も大事だと思います。確かに暑い中で住民の方に作業をしてもらうというのは非常に心苦しいことではあるんですが、無理のない範囲で、いつも言っておるんですがやっていただくと。なかなかこれは徹底できんですが、いろいろ公衆衛生推進協議会と役場の関係において、どちらが優位に立ったという関係ではなくて、実に長い歴史のあるこれは組織なんで、町長がこれをやめろとか、こういう関係ではございません。それはいろんな団体があると思います。そういうことで毎年、工夫をしながら、けがのないように考えていきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、よく分かるんですよ。どちらが上じゃ、下じゃいう問題じゃないんです。ただ首長として、町民の安心安全は必ず守らなければいけない。上下の問題じゃないんです。ぜひともよくお考えいただきまして、牽引いただきたいと思います。

以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で片川議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

再開は11時30分。

（休憩 11時13分）

（再開 11時30分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第２、報告第４号、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第４号、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の４指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町全ての会計において赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。

続いて、実質公債費比率につきましては６．５％、将来負担比率につきましては、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなったため、比率は算定されません。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の下水道事業に資金不足額はございませんので、この比率につきましても算定されません。

以上、いずれの指標も基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態であると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○１０番（片川） 今、監査報告の上で良好であるということでございましたが、その文分中に行政の在り方、方向性として、何がどのように線づけられているのか不明確であると。予算の数字には、その方向づけの目的・意思が見受けられがたく、数字の目的、意味がやや曖昧ではないかと、このような意見がございますが、どう受け止められてお

られますか。

〇議長（時光） 西岡総務部長。

〇総務部長（西岡） 今回の健全化判断比率、監査委員におきまして御意見を頂戴いたしました。その中で、監査委員にも御説明させていただいたことを発表させていただきます。

まず、町の予算編成でございます。これにつきましては、財政部局におきまして例年8月に各課から実施結果ヒアリングを実施し、その上で次年度の当初予算編成方針を示し、各課からの要望を受け付けております。今年度予算の編成に当たっては、予算編成方針として総合計画に掲げる将来像の実現に向けた諸施策、物価高騰への適切な対応、定住政策の推進、災害に強いまちづくりの推進、公共施設マネジメントの計画的推進、これにつきましては財政負担の平準化を目指して令和6年度の予算を作成・編成したものでございます。その上で教育費の総決算に対する割合、また民生費の総決算に対する割合がずっと変わっていないのではないかというような御意見をいただきました。その上で教育費の予算割合でございますが、大規模改修工事、校舎耐震工事に当たる年度につきましては予算額がアップしておりますが、予算編成の段階で財政負担の平準化を見越しております。

また、民生費におきましては、権限移譲等の増加、子ども医療費制度の充実、障害児児童の放課後デイサービスの利用の増加・急増など、予算額が増加を続けているという面はございますが、子供の教育環境の改善、子育て支援の一端を担っているものと捉えているものでございます。

以上でございます。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） ありがとうございます。

それから、地方の時代と言われて久しく、これ地方分権のことを言えるんでしょうね。今後、熊野町がどの方向に向かうのか、各部局や委員会、そして補助関係団体等への予算化に当たっては、真の意味での住民の福祉の増進を念頭にした関係者相互のさらなる

議論を通して、より合理的でより効果的な、さらにより明確な目的・意思を込めた予算配分化をお願いしたいと思いますという意見についてございますね。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第3、報告第5号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第5号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず令和6年度の事業計画では、展示事業としてコウペンちゃん展、定家様が伝えた文化をはじめとする各事業の内容並びに収支予算を掲載しております。

次に、令和5年度の事業報告では、町が委託している指定管理等の執行状況のほか、陽明文庫展、こびとづかん展などの事業報告に続き、18ページ以降に非営利事業の決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、非営利事業の経常収益が1億9,386万1,480円、経常費用が1億7,145万9,963円となっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員、この報告は筆の里振興事業団の経営状況についてということ
なんですが、この中で何か具体的な質問はございますか。

荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） だから一番最初の内容、芸術活動の推進という中で項目が書いてござ
いますが、もう入ってますが、本来の目的は筆産業のことなんですが、このことはされ
てますか、されてませんか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 筆産業ということでございますが、筆の里工房のほう、収益事
業といたしまして熊野筆セレクトショップの運営をしております。これは町内の事業者
約31社に入っていただきまして、熊野筆の情報発信を行っておりますので、その辺り
は筆産業に寄与しているかと思えます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 化粧筆は伸びておりますが、熊野筆の毛筆のほう、これは現状どうい
う認識でございますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 筆の売上げで言いますと、熊野筆セレクトショップの筆の売上
げで言いますと、売上げの大体75%が化粧筆、書筆につきましては約8%、1,50
0万円ということで、化粧筆に比べると売上げの割合的には低いかなと感じております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

○産業観光課長（近藤） 筆産業については、一時的には熊野筆事業協同組合が担うべき
であると考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） ここに筆の里工房の設置目的、筆産業の振興と書いてございます。で
は、工房はどういう目的でこれを書いたんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 筆産業の振興ということで、筆の里工房自体が熊野筆を生かし
たミュージアムでございますので、当然、他の筆事業所とも連携しながら別で進めてい
くという意味で筆産業の振興とうたっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 昨日も申しましたね。筆産業の限定は生活の糧なんですよ。筆の業者
さんが本当に今、利益が出てるのか、どんな状態にあるのかというのを調査するのは筆
組合でできますか。これは筆の里工房の調査項目の中に入っておるように感じますが
いかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 筆の里工房にそこまで求めるのはちょっとおかしいと思いますよ。そん
なことを調査するのは、商工会なり筆組合という機関があるんですから。ここがすべき
であって、工房というのは設立目的にうたってはいます。

それは財団の工場の設立をするときには定款というものがあって、その中の一つの項
目にあるんですが、全てが平等に発展させるというわけにはいきませんので、力の入れ

○12番（荒瀧） そこらが行政の勝手な判断なのか、工房がそういうふうに自分らの都合のいいことだけしとるのか。町長が言われたじゃないですか。本来、設立の項目の中に入っとるんよ、筆を振興せにゃあからんという。筆産業組合と連携して。ただ、筆屋さんもノウハウは出しませんよ。それぞれの業界じゃ出せません。だから縦割りの業者、だから工房をつくったんですよ。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 財団法人の設立については、私、県庁をやめて帰ったときですから、はっきり言って関わっております。ただ、筆の産業の振興というのは、もう少し各筆屋の売上げを幾ら上げるとかそういうことじゃなくて、筆文化とかそういうものの裾野を広げて、売上げとか産業の振興を図っていこうという、そういう趣旨であったのは間違いありません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） どうも水かけ論であるようでございますが、定款をもう一回読み直してください。これ一番大事なところですよ。伝統ある熊野の筆産業の振興と書いてございますから。あなたは無策をしてきたわけですよ。16年間、見放してきた。ここじゃ何かそればかりでごまかしてきとるわけですよ。もう一遍読んでください。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第３８号、熊野町教育委員会委員の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会の大竹委員の任期が、令和６年９月３０日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命の同意を求めます大竹美枝子氏につきましては再任をお願いするもので、教育・学術・文化に対する幅広い識見をもって、これまで熊野町の教育行政に御尽力いただいているところでございます。大竹氏には、今後も引き続き教育委員として御活躍いただきたいと考えておりますことから、任命の同意をお願いするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第３８号について採決します。

本案については大竹美枝子さんの任命に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第３８号については、大竹美枝子さんの任命に同意することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第６、議案第３９号、熊野町名誉町民の選定の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第３９号、熊野町名誉町民の選定の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

このたび本町出身の作曲家であり、音楽教育家である故・坊田壽眞氏に対し、名誉町民の称号を贈ることについて、議会の同意を求めるものでございます。

坊田氏は、明治３５年に現在の熊野町川角に生まれ、熊野尋常高等小学校高等科、現在の熊野第一小学校の出身でございます。大正１０年に童話と童謡の児童雑誌「赤い鳥」に応募し、入選したことをきっかけに音楽の道に進み、３９年という短い生涯で多くの作品を残すとともに、多くの功績を残されております。

主な功績につきましては、資料３のとおりでございます。

音楽教育において、器楽・合奏という分野を広く普及すること、特に小学校に普及することに尽力されました。また、古来から日本各地で歌い継がれてきた「わらべ唄」や「子守歌」など、童謡の重要性を説き、自らが十数年かけて全国各地を回り採譜し、多くの著書を出版されております。この功績は著名人からも高く評価されております。坊田氏の功績は、日本の音楽教育に大きな影響を与えており、今日まで長年にわたって音楽教育に取り入れられていることは、日本における音楽文化の継承、発展、創造に大きく寄与しているものと考えられます。

本町におきましても、幼児教育や保育の現場はもとより、小中学校の授業などにおいて坊田氏の楽曲は歌い継がれております。また、正午を知らせるメロディーに坊田氏が作曲した「赤い絵日傘」、今ちょうど流れておりますが、町民の間にも広く浸透しているものと考えております。

以上のように、坊田氏は文化の発展に多大の貢献をされ、その功績は卓絶で郷土の誇りであることから、名誉町民選定の同意を求めるものでございます。

なお、候補者を選定するに当たって、先日、選考委員会へ諮問し、異議なしとの意見をいただいております。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○５番（光本） このたび坊田壽眞氏が熊野町の名誉町民に推薦されることは、私自身大賛成でございます。また、大変うれしく思っております。

その上で、先日の全協でも質問いたしました、再度確認を込めて質問いたします。

このたびの坊田壽眞氏に名誉町民の称号を贈ること、町長、町民にはどのように知っていただくか、周知を図っていくか、再度お聞きいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛圓） 先日、全員協議会でも御意見いただきました。広く町民の方、また町内外に向けて知っていただきたいという思いはあります。まだ具体的な検討等はありませんが、例えば役場の庁舎、エントランスホールであるとか、また東西の防災交流センターであるとか、そういったところでも気軽に皆さんが立ち寄っていただけるようなところでも、そういう展示のブースを開設するなどしていただく機会を増やしていきたいと考えております。

また、今の時代ですので、インスタグラムとかそういったものも活用して、これはもう海外にも発信できるものになっておりますので、そういったものも活用して広く知っていただくというようなことを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○５番（光本） ありがとうございます。

先ほど町長からも、詳しく坊田壽眞氏の功績についての説明がございました。そういったことも全協のときに申し上げましたが、各防災センター、健康センター等の展示だけではなくて、インスタであるとか、また町広報のほうにも詳しく特集記事など設けていただくなどお願いしたいと思います。

それと実は８月３１日の土曜日の中国新聞に記事が大きく掲載されておりました。その中では郷土館の展示コーナーもリニューアルするというようにありましたけども、この記事が本当であればどのように郷土館のほう、リニューアルされるのか、展示内容についてのそういった内容についてお聞きしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 郷土館の展示についてでございます。

現在、坊田壽眞氏の遺品等も展示しているところでございますけれども、新たに調査研究して分かったこととかいうこともございますので、そこら辺も踏まえて新たな企画展等を考えていきたいと思ひます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） ありがとうございます。

郷土館も何度か見学に行っておりますが、かなり展示も何年もそのままの状態であり映えのないような状況のように私は思ひます。これを機に坊田壽眞の会の皆さんの意見も十分に反映されるようなことで心機一転、PRに努めていただきたいと思ひます。我々の郷土の誇りでございますので、その辺りはよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分。

(休憩 12時06分)

(再開 13時30分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第7、議案第40号、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第40号、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、放課後児童クラブの保護者負担金に多子軽減措置を導入し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○子育て支援課長（熊野） 議案第40号、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料4を御覧ください。

まず、1の改正の趣旨でございますが、放課後児童クラブは、小学校就学児童のうち保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するものであり、児童の健全な育成とともに、安心して保護者が就労を継続することができるよう支援を行っております。

多子世帯においては、保護者負担金の増加が経済的な負担になることから、放課後児童クラブ保護者負担金について多子軽減措置を導入し、子育て世帯への経済的支援と安心して子供を産み育てる環境を整備してまいります。

続いて、2の改正内容ですが、同一世帯から2人以上の児童が放課後児童クラブを利

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第8、議案第41号、子供医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第41号、こども医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、本町の子育て支援策を充実させるため、こども医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業までから高校生年代までに拡充するとともに、現在設けている所得制度を撤廃することとし、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 議案第41号、こども医療費支給条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料5を御覧ください。

まず、1の改正の趣旨でございますが、子供の医療費に係る保護者の負担軽減及び子供の健やかな成長を目的とし、従来より医療費の公費助成を行ってまいりましたが、少子化対策や移住・定住誘導などを目的とし、自治体間において制度の内容の充実を競う状況となっております。

本町ではこの2年間、様々な要因により子育て世代の転入が増加傾向にあり、今後も

子育て世代から熊野町を定住の地として選択してもらえよう、こども医療費助成制度の対象年齢を高校生世代までに拡充するとともに、これまで設けていた所得制限を撤廃する制度改正を実施するものです。

次に、2の内容ですが、表の一番左の項目を御覧ください。

名称については、変更はございません。次の通院助成年齢とその下の入院助成年齢ですが、現行制度では中学校卒業までとしておりましたが、改正後では18歳到達後最初の3月31日までに変更いたします。自己負担については、変更はございません。所得制限ですが、現行制度では所得制限を設けておりましたが、改正後では所得制限を撤廃いたします。対象人数ですが、現行制度では約2,600人でしたが、対象年齢の拡大と所得制限の撤廃により、改正後では約3,400人を見込んでおります。

最後に、3の施行期日ですが、令和7年1月1日とし、同日からの診療分より適用を開始することとします。その他、所要の規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

7番（尺田） 今回のこの条例改正に当たっては、対象年齢が15歳から18歳へ引き上げられたということで、長年、子育て世帯が要望していたことが実現されたということで大いに歓迎するとともに、将来にわたって移住定住対策なり少子化対策、人口減少対策ということも見込んだ条例改正ということで、三村町長のこういった英断に対し心から称賛したいと思っております。

ちょっとお伺いしたいんですけども、自己負担ということで本町においては1日500円で、通院だと月4日まで、入院だと月14日までということになっておるんですが、近隣市町においてはこの点どのようになっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 県内全体で申しますと、まず同じように500円の自己負担

をいただいているところが、本町も含めて18市町ございます。ということで、県内とほぼ同じような状況で、近隣で言いますと、坂町は住民税課税世帯とかで制度を変えている状況。それから府中町も同じです。海田町と熊野町が同じ1日当たり500円というような制度になっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） ありがとうございます。

あと前回、全員協議会のほうで財政影響額試算ということで、試算額が1,100万円ほど増えますということで、どこからその財源を引っ張ってくるのかなとは思ったんですが、その辺のことについてはあまり深く言うまいとは思っているんですけども、この1,100万円という試算をされた算定基礎というか、あれを教えていただきたいんですが、単純に前年度のもので比較されたのか、それとも例えば過去5年や過去10年の平均でこういった試算額を出したのか、その辺りをお伺いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 熊野課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○子育て支援課長（熊野） 過去約3年ぐらいの数字をもちまして、人数の増えるところ、その辺りでの計算にはなっております。ただ高校生ぐらいになると、その人数でのものがそのまま当てはまるとは思えないというか、高校生ぐらいになるとそんなに病院にかかる率が少なくなるので、ここまでかからないのではないかというのが、多めに見えている見込みというのが現状だと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 分かりました。こういった病症に関するものについては、インフルエンザとか、例えばコロナとかいったその年その年の流行状況によって変わりますので、甘い試算というのをしてなければいいなと思ってお伺いしました。

以上でございます。

〇議長（時光） 藤本議員。

〇1番（藤本） 自己負担のところなんですけど、通院4日、入院14日とあるんですが、それ以降は通常どおりの本人のお支払いという形でよろしいですね。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇子育て支援課長（熊野） 通院で4日目までを500円ずつ払っていただきまして、それ以上かかった部分は自己負担はなしとなります。

以上です。

〇議長（時光） 藤本議員。

〇1番（藤本） ありがとうございます。尺田議員と同じような形にはなってしまうんですけど、昨年9月に一般質問させてもらった件で、町長御英断いただいて誠にありがとうございますと。町民の皆さんもよろこばれています。その声はもう聞いてますという形にはなるんですが、ちょっと似てるんですけど、やっぱり財源のところ、一般質問しておきながら言うのも何なんですけれども、しっかりと注視していただいて、見ていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） 尺田議員と一緒にすからいいです。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第41号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第9、議案第42号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第42号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、マイナンバーカードと保険証が一体化されることに伴い、熊野町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(福嶋) 議案第42号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、マイナンバーカードと保険証が一体化されることになりました。これに伴い、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止となることから、熊野町国民健康保険条例の一部改正が必

要となったものでございます。

改正の内容は、国民健康保険法の一部改正に伴う引用条文の修正と本条例の被保険者証の文言を含む箇所を改めたものでございます。施行期日につきましては、令和6年12月2日で、現在の保険証は有効期限である来年の7月31日まで使用可能となっております。

また、来年の8月1日以降につきましては、マイナンバーカードを持っていない方及びマイナンバーカードを持っていても保険証とひもづけされていない方につきましては、現在の保険証の代わりとなる資格確認書を交付することとなっております。

説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第42号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第10、議案第43号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第43号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第11、議案第44号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第1期】請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第44号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第1期】請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、筆の里工房周辺整備事業における都市公園区域内の調整池の一部及び仮設駐車場の整備を行うものです。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) 第1期の工事の範囲の資料はどこを見ればよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長(渡部) 今回、図面としてはお出ししておりません。申し訳ございません。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） やはり図面は欲しいですね。取合いがずっとあるわけですので。それでこの値段だけ審議せえというのも無理があるように思うんですがいかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部長（堂森） 今回の契約につきましての議案でございますけども、先ほど口頭で提案理由でも述べておりますけども、調整池、建物に係る部分に隣接した箇所について先にする必要があるということから、調整池の建物に係る部分と東側の仮設駐車場になる部分が全部ということで、今回は図面までは添付はしておりませんが、内容的にはそういった状況でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） せっかく図面があるわけですね。建物というのは全体があつてここですからね。その全体がどういうふうにあるかというのが非常に大事なんです。そういう意味では、議運でも御審議されたのかも分かりませんが、私はちょっとこれは判断材料としては疑問があります。判断できないかな。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 同じ意見なんです。これ7社ですか。7社応札されておる中で、200万円ぐらいの差ですか。予定価格と落札価格の差が200万円ぐらいなんです。何が言いたいかといいますと、この規模の工事になると、町長の決裁書も必ず出てくるんです。その議案を問いただすごとに設計の見落としがあつたとかというような答弁がよく聞かれるんです。今回どうですか、ちゃんとした図面を根拠に、ちゃんとした設計を

それから、これは議決事案でありますので、変更契約についても基本的には議決対象になろうかと思うんです。委任されてる場合は別ですけど。大事なことは、変更する部分の説明がきっちりできることだと思いますので、先ほど図面のつけるようにという指示がありましたけど、そういうのも含めて議会のほうに説明ができるように、準備をさせるようにしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） よく分かりました。御説明どおりのことを遂行していただけるのであれば、専決処分で勝手に処分しないように、議会にまた改めて議決を求めてください。

と同時に、今お約束いただいたように、承認が素直にできるような資料の提出を全てにおいてよろしくお願いします。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 私は別のことも聞きます。例の墓地の件です。昨日質問いたしました。

随分目立つ位置に今度なります。この件、町長、頼みには行かれませんか。墓地の移転など。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 昨日も言われたのであれなんですけど、やはり町のほうもいろいろ説明をして、先方のほうとも理解いただくようには話した、いつものことはやっているようななんですけど、やはり墓地ということで所有者の方の強い思い入れもあると思いますので、今回の計画については、所有者の意思は変わらないと思いましたので、我々のほうも区域を外すという決断をしたということでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） バイアスがかかってますね。墓地というものの扱い方がどういうことか分かりませんが、私が逆の立場であれば、総責任者が頼みに来られんというのはおかしいと。これだけの大事業をするのに、私はそう思います。

先入観でもう駄目だと捉えるというのは、大変事業の進め方としては残念ですがどうですか。チャレンジされませんか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） この計画については、この予定で進めさせていただきたいと思っています。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 私は反対でございます。この事業に対して町長の熱意と責任感を感じません。私はこんないい事業をしたいんだと、そういう熱意が伝わりませんし、今の墓地の所有者の方も理解できないと思います。反対でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

暫時休憩します。

（休憩 14時09分）

（再開 14時10分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま反対討論がありました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第４４号について採決します。この採決は起立によって行います。

議案第４４号について、賛成される方は御起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（時光） ありがとうございます。

したがって、議案第４４号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第１２、議案第４５号、専決処分した令和６年度熊野町一般会計補正予算（専決第１号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第４５号、専決処分した令和６年度熊野町一般会計補正予算（専決第１号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和６年度熊野町一般会計補正予算（専決第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億９,５３４万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０６億５,４０７万円とするものでございます。

内容につきましては、国の施策に基づき、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するための２事業を計上しており、定額減税し切れないと見込まれる方に対して給付金を支給するための費用として２億３,１０８万４,０００円を、そして令和６年度新たに住民税が非課税となる世帯などに対して、給付金を支給するための費用として６,４２６万４,０００円をそれぞれ計上しております。

当該２事業に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第13、議案第46号、令和6年度熊野町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第46号につきまして、御説明申し上げます。

令和6年熊野町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,817万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億2,224万7,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第46号、令和6年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まずは歳入でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

9款・地方特例交付金及び10款・地方交付税につきましては、令和6年度交付決定により、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金151万7,000円、定額減税減収補填特例交付金1億393万6,000円、普通交付税2,264万円のそれぞれ

増額でございます。

14款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、1目・民生費負担金において、過年度精算による介護保険料軽減負担金17万2,000円の計上でございます。

続きまして、2項・国庫補助金では、2目・民生費補助金において、幼稚園改修工事に対する補助の財源として、保育所等整備交付金1,210万8,000円の計上。児童手当法改正に伴う制度周知などの財源として、子ども・子育て支援事業費補助金190万5,000円の増額。4目・土木費補助金では、補助金の交付決定により、道路橋梁費補助金740万8,000円の増額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

15款・県支出金の3項・県委託金では、4目・土木費委託金において、権限移譲により管理している県道の維持修繕費用に対する財源の増額決定により、分権改革推進移譲事務交付金405万9,000円の増額でございます。

次の18款・繰入金の1項・特別会計繰入金、2目・介護保険特別会計繰入金は、令和5年度一般会計繰入金の精算に伴う返還金として1,203万9,000円の増額。2項・基金繰入金の1目・財政調整基金繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、1億8,983万2,000円の減額でございます。

19款・繰越金につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金として1億7,392万円の増額でございます。

次の20款・諸収入、5項・1目・雑入は、会計年度任用職員に係る社会保険料納付金9,000円の増額でございます。

ページをめくっていただきまして、消防団員安全装備品整備等助成金では、消防団員へ手袋等を整備する費用に対して助成金が採択されたため、91万5,000円の増額でございます。

下段の21款・1項・町債では、2目・農林水産業債において、豪雨に伴う農業施設の修繕工事などの財源として、緊急自然災害防止対策事業債300万円の増額。3目・土木債では、町道城之堀線改良事業の財源として公共事業等債540万円、道路側溝改修などの災害予防事業の財源として、緊急自然災害防止対策事業債940万円のそれぞれ増額でございます。6目・臨時財政対策債におきましては、発行可能額の決定により41万9,000円の減額でございます。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

歳出につきましては、職員の人事異動等による人件費関係の調整のうち、予算に不足が見込まれる事業について増額計上しております。これを除く各事業の主な内容について御説明させていただきます。

16 ページ、17 ページをお開きください。

2 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費では、人事管理事業において児童手当の制度改正に伴う人事給与システムの改修費用として69万3,000円の増額。一般管理事業では、熊野町名誉町民の授与に係る費用として、報償費など事業合計で86万9,000円の増額でございます。続きまして、5 項・選挙費、下段の2 目・町長選挙費では、町長選挙事業において、郵便料金の値上げに伴い通信運搬費41万6,000円を増額しております。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、中段の7 目・福祉医療費では、福祉医療費公費負担事業において、こども医療費の対象を高校生年代まで拡充及び所得制限の撤廃に係る費用として、扶助費など事業合計で206万9,000円の増額。8 目・介護保険費では、介護保険一般事業において、令和5年度介護保険特別会計の精算として繰出金35万9,000円の増額。10 目・後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業において、令和5年度の精算に伴う追加の繰出金1,269万4,000円の増額でございます。

20 ページ、21 ページをお開きください。

3 項・児童福祉費、1 目・児童福祉総務費では、児童関係諸手当支給事務事業において、児童手当法の改正に伴う制度周知などに係る費用として、通信運搬費など事業合計で81万6,000円の増額。3 目・保育所費では、保育所等運営事業において、幼稚園から認定こども園への移行に伴う施設整備に対する補助金1,816万3,000円の増額でございます。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、下段の4 目・農地費では、農業基盤整備事業において、豪雨に伴う農業用施設の修繕工事などの費用として300万円の増額でございます。

続きまして、7 款・土木費、2 項・道路橋梁費、1 目・道路橋梁総務費では、県営事業及び土木一般事業において、権限移譲により管理している県道の維持修繕費用に係る県委託金の増に伴い405万9,000円の増額でございます。

22 ページ下段から次ページにかけての2 目・道路維持費では、道路維持管理事業において、町道中溝萩原線ほかの側溝整備費用として事業全体で970 万円の増額。

24 ページの3 目・道路新設改良費では、町道局部改良事業において、町道中溝14 号線の改良に係る用地購入費200 万円の増額。町道城之堀線改良事業では、六丁目工区の整備費用として1,347 万円の増額でございます。

中段の8 款・1 項・消防費の2 目・非常備消防費では、消防団運営事業において、助成金を財源に消防団員へ安全装備品として手袋等を整備するための費用として47万2,000 円の増額でございます。

26 ページ、27 ページをお願いいたします。

下段の12 款・諸支出金、1 項・1 目・基金費は、基金事業において9,472 万円を増額するものでございます。内訳は、前年度繰越金の2 分の1 の額に相当する8,696 万1,000 円を財政調整基金に、令和5 年度分のコーポラス熊野の収支差額の775 万9,000 円を公共施設等整備基金に、それぞれ積み立てるものでございます。

最後に、第2 表について御説明いたします。

4 ページ、5 ページにお戻りください。

第2 表の地方債補正につきまして、緊急自然災害防止対策事業債・農業基盤整備事業は1,560 万円から1,860 万円に変更。公共事業等債・道路新設改良事業は3,730 万円から4,270 万円に変更。緊急自然災害防止対策事業債・道路事業は8,350 万円から9,290 万円に変更。臨時財政対策債は2,132 万2,000 円から2,090 万3,000 円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9 番（沖田） 21 ページの保育所等運営事業、保育施設の整備事業の補助金なんですけれども、認定こども園に移行するためのということだったんですが、詳細な説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

○子育て支援課長（熊野） 現在、幼稚園は淳教幼稚園で、淳教幼稚園が令和7年4月1日から認定こども園に移行するために設備の改修を行うと。その改修ですが、ほふく室、沐浴室、調理室などの改修を行う予定となっております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○9番（沖田） 認定こども園に移行するために必要な整備ということで理解してよろしいですか。

○議長（時光） 熊野課長。

○子育て支援課長（熊野） 議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（時光） ほかにありませんか。

光本議員。

○5番（光本） 今の事業の関連になるんですが、このたびの改修事業によって保育内容はどのように変わりますか。

○議長（時光） 熊野課長。

○子育て支援課長（熊野） 今現在は、幼稚園なので教育認定という部分しかないんですけど、認定こども園に変わることによって産後認定・保育認定のゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育が加わるという状況に変更になります。

以上です。

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○５番（光本） ゼロ歳から２歳までが新たに保育対象のほうに加わるということですが、
調理室もつくられるということですが、新たに給食もスタートするということですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（時光） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○子育て支援課長（熊野） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第４６号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第４６号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（時光） これより日程第１４、議案第４７号、令和６年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○町長（三村） 議案第４７号につきまして、御説明申し上げます。

令和６年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ８３１万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総

額を２３億５，１２３万１，０００円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、令和５年度決算による繰越金１，５９２万４，０００円の増額、基金繰入金７６７万５，０００円の減額でございます。

歳出予算の主な内容は、令和５年度決算による普通交付金などの返還金８２４万９，０００円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第４７号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第４７号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第１５、議案第４８号、令和６年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第４８号につきまして、御説明申し上げます。

令和６年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，３４１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億９，３５１万８，０００円とするものでございます。

歳入予算の内容は、令和５年度決算に伴う療養給付費の精算として一般会計からの繰

入金 1,269 万 4,000 円、令和 5 年度からの繰越金 1,072 万 3,000 円のそれぞれ増額でございます。

歳出予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金において、令和 5 年度決算に基づく追加納付金 2,341 万 7,000 円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第 48 号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第 16、議案第 49 号、令和 6 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第 49 号につきまして、御説明申し上げます。

令和 6 年度、熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,859 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 25 億 2,590 万 5,000 円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、令和 5 年度決算に伴う支払基金交付金 723 万 6,000 円の増額、前年度からの繰越金 4,770 万 4,000 円の増額などでございます。

歳出予算の主な内容は、令和５年度決算に基づく精算を行うもので、償還金及び還付加算金３，４７２万２，０００円の増額、基金積立金１，２１９万円の増額などがございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ４６万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，５９４万７，０００円とするものでございます。内容は、令和５年度からの繰越金４６万３，０００円を一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第４９号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第４９号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第１７、議案第５０号、令和６年度熊野町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第５０号、令和６年度熊野町下水道事業会計補正予算（第１号）案につきましては、収益的支出予定額を７３万５，０００円増額し、総額を５億７，０８６万５，０００円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,400万円増額し、総額3億9,219万6,000円とし、資本的支出予定額を1,448万7,000円増額し、総額を5億7,663万円とするものでございます。

収入の主な増額の内容といたしましては、県道矢野安浦線バイパス事業に係る広島県からの負担金の増額でございます。

支出の主な増額の内容といたしましては、県道矢野安浦線バイパス事業の進捗により、下水道管渠の移設が必要となったことから、この移設に伴う調査及び設計費用を計上することによる委託料の増額でございます。また、人事異動に伴う人件費の増額調整を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 11ページの委託料のところ、先ほど町長のほうから県道矢野安浦線の工事の伴う下水道管移設による調査設計委託料という説明があったんですけども、下水道台帳管理システムの導入ということも備考欄に書かれているんですが、このことについて説明をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 寺垣内技術担当部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○技術担当部長（寺垣内） この委託料につきましては、今回の補正ではなく当初の予算編成の下水道台帳システム移行に伴う金額として入っているものでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） ですから、ここに計上されている4,526万5,000円というのは、この下の下水道移設に係る調査設計委託料のみの金額と考えたらよろしいんですか。



これより日程第１８、認定第１号、令和５年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第１９、認定第２号、令和５年度熊野町下水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、日程第１８、認定第１号から日程第１９、認定第２号を一括議題とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第１８、認定第１号から日程第１９、認定第２号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 認定第１号及び認定第２号につきまして、御説明申し上げます。

まず、認定第１号の令和５年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に監査委員をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、認定第２号の令和５年度熊野町下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和５年度の事業会計決算に監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） お諮りします。

ただいま提案されました認定第１号、認定第２号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。

また、本特別委員会には、地方自治法第９８条第１項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、認定第１号、認定第２号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、

これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に水原議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に水原議員を指名することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則127条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。それに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

また、ただいま決定されました議員の派遣について、変更を要するときは議長一任とすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について変更を要するときは、議長一任とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

(散会 14時51分)